

答 申 第 5 8 号

三重県情報公開・個人情報保護審査会
答申

令和 4 年 2 月

三重県情報公開・個人情報保護審査会

1 審査会の結論

実施機関は本件審査請求の対象となった公文書のうち、当審査会が開示妥当と判断した部分を除き、非開示とすることが妥当である。

2 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、開示請求者が令和3年3月16日付けで三重県情報公開条例（平成11年三重県条例第42号。以下「条例」という。）に基づき行った「特定事業者のリサイクル土（改良土）プラントの周辺環境対策（廃掃法等）都計法、道路の一部使用許可、粉塵等の飛散防止措置、土対法、排水、汚泥等の処理、搬出入について分かる全ての文書」、「残渣等の最終処分地について分かる文書」についての開示請求（以下「本請求」という。）に対し、三重県知事（以下「実施機関」という。）が、審査請求人（開示請求者ではない者）の情報が含まれるリサイクル製品認定申請書等を対象公文書（以下「本件対象公文書」という。）として特定し、令和3年4月28日付けで開示請求者に対して行った公文書部分開示決定（以下「本決定」という。）について、条例第17条第2項に規定する第三者である審査請求人が取消しを求めるというものである。

3 本件審査請求について

実施機関は、本請求に際し、本件対象公文書に審査請求人の情報が含まれていることから、条例第17条第2項の規定に基づき、審査請求人に対して意見照会を行った上で、本決定を行った。

実施機関は本決定を行うと同時に、反対意見書を提出した審査請求人に対し、条例第7条第3号（法人情報）ただし書きハに該当するとの理由で条例第17条第3項の規定に基づき本件対象公文書を開示する旨を通知したところ、審査請求人から非開示とすることを求めて本件審査請求が提起された。

なお、本請求を行った開示請求者に対しては、本件審査請求に係る裁決に至るまで開示を停止する旨の通知がなされている。

4 本件対象公文書及び本件開示情報

本件対象公文書は、審査請求人である特定の事業者から実施機関へ提出されたリサイクル製品認定申請書（平成24年5月31日付け及び平成29年3月29日付け）及びリサイクル製品認定基準適合状況報告書（平成28年9月6日付け、平成30年8月28日付け、令和元年9月10日付け、令和2年9月8日付け）に係る文書である。

当審査会において見分したところ、本件対象公文書について審査請求人が非開示を主張したが、実施機関が開示とした情報（以下「本件開示情報」という。）は以下の情報である。

- (1) 産業廃棄物の排出業者情報及び収集運搬業者情報
(産業廃棄物の排出事業者の名称、電話番号、加入番号、FAX 番号、住所、部課名、工事名、工場名、代表者名及び印影、委託業務の内容、汚泥受入量、収集運搬事業者の名称、代表者名、許可番号及び印影)
- (2) リサイクル製品販売における取引先情報及び販売施工数量
(リサイクル製品の販売先業者名、販売先工事名、販売元業者の名称、所在地、電話番号、FAX、会社ロゴマーク、リサイクル製品販売施工数量)
- (3) リサイクル製品の配合基準及びバックデータ
- (4) 製造フロー図
- (5) 主要機器配置図
- (6) 処理能力の算定根拠及び保管能力計算書
- (7) 廃棄物処理料金及び処理後の製品の施工金額

5 本決定の一部取消しについて

実施機関は、本件開示情報のうち 4 (7) の情報については、審査請求を受けて再検討を行った結果、令和 3 年 7 月 7 日、法人の営業に関する情報であるものの、条例第 7 条第 3 号（法人情報）ただし書ハに該当する情報であるとまでは言えず、同条同号本文に該当する情報として非開示とすることが妥当であると判断を変更し、本決定の一部取消しを行っている。

したがって当審査会では、本件開示情報のうち 4 (1) ～ (6) の情報を開示とした判断について審議を行うこととする。

6 審査請求の理由

審査請求書、反論書及び意見陳述における審査請求人の主張を要約すると、概ね次のとおりである。

リサイクル製品認定申請書に添付されている配合基準、バックデータ、主要機器配置図、能力計算等算定根拠の内容においては、当社の産業廃棄物処理施設の施設性能並びに建設に関するノウハウが含まれており、公開されると競合他社が知ることになり、競争上の地位その他正当な利益を害される。また、当該施設の技術仕様等に関するものの中には競争相手が未だ有していない当社独自の技術情報が含まれていたり、個々の技術は一般的であっても、その組み合わせによって新規性のある技術・新たな利用方法となる情報が含まれており、このような情報が競争相手に知られるとそれまで保っていた優位性が崩れることになる。数値データにしても、当社の技術の到達レベルやそのヒントを競争相手に分らせてしまう可能性がある。

これらのことから、競争上の地位その他正当な利益を害されるものとして、条例第 7 条第 3 号本文に該当し、開示とすべき理由はなく、実施機関は条例の解釈・適用を誤っていると考える。

同号ただし書イの「生ずるおそれのある危害」及びただし書ロの「生ずるおそれのある影響」とは、当該情報が非開示にされることによって、現実に人の生命等に侵害が発生しているか、又は、将来これらが侵害される蓋然性が高く、当該情報を開示すること

によってこれらの侵害が除去される蓋然性があることが必要であると解釈すべきである。しかし、本件においては、当該情報が開示されないことにより本件施設付近の住民の生命、健康、生活又は、財産等が現実に侵害され、又は、侵害される蓋然性が高い状況に置かれていることを的確に示す証拠はなく、当該営業上の情報を開示する必要性が認められないことから、同号ただし書イに該当しない。

また、当社は、産業廃棄物中間処理施設の許可を受けて適法に事業活動を行っており、当該事業は違法又は不当な事業活動に係る情報ではなく、同号ただし書ロに該当しない。

同号ただし書ハについては、イ又はロに掲げる情報に準ずる情報であって、開示により保護される利益と非開示により保護される利益の双方について、利益の具体的内容・性格を慎重に検討する必要があるが、実施機関はその検討を怠り抽象的な内容を表面的にしか検討しておらず違法である。

なお、本件対象公文書の情報については、当社独自の技術やノウハウ、それらに基づく独創性のあるアイデアを集約したものであり、競合相手に知られたくない極めて秘匿性の高い情報が記録されたものである。当社が本来秘匿されるべきことを期待する情報（秘匿したいが為に敢えて特許申請を躊躇した情報）をリサイクル製品認定のために行政機関に対する信頼のもと提示したものである。

7 実施機関の説明要旨

実施機関の主張を総合すると、次の理由により、本決定が妥当というものである。

認定リサイクル製品は、再生資源の有効利用先の確保や、品質及び安全性の管理により循環型社会の構築及び生活環境の保全に大きく寄与する一方で、不適切な取扱いは県民等の不安や生活環境の保全上の支障のおそれを生じさせることとなる。

三重県リサイクル製品利用推進条例（以下「リサイクル条例」という。）の趣旨や、リサイクル産業に内在する社会的責任、社会情勢等に照らして総合的に勘案すると、非開示により保護されるべき法人の事業活動上の利益よりも、開示されることにより、認定リサイクル製品の利用状況等を明らかにしておく県民等の公益の方が、当該法人の利害関係を越えてなお優先されるものとし、対象公文書に記載されている法人情報はいずれも条例第7条第3号ただし書ハに該当すると判断した。

8 審査会の判断

(1) 基本的な考え方

条例の目的は、県民の知る権利を尊重し、公文書の開示を請求する権利につき定めること等により、県の保有する情報の一層の公開を図り、もって県の諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、県民による参加の下、県民と県との協働により、公正で民主的な県政の推進に資することを目的としている。条例は、原則公開を理念としているが、公文書を開示することにより、請求者以外の者の権利利益が侵害されたり、行政の公正かつ適正な執行が損なわれたりするなど県民全体の利益を害することのないよう、原則公開の例外として限定列举した非開示事由を定めている。

当審査会は、情報公開の理念を尊重し、条例を厳正に解釈して、以下のとおり判断

する。

(2) 条例第7条第3号（法人情報）の意義について

本号は、自由主義経済社会においては、法人等又は事業を営む個人の健全で適正な事業活動の自由を保障する必要があることから、事業活動に係る情報で、開示することにより、本件法人等又は個人の競争上の地位その他正当な利益が害されると認められるものが記録されている公文書は、非開示とすることができると定めたものである。

しかしながら、法人等に関する情報であっても、事業活動によって生ずる危害から人の生命、身体、健康又は財産を保護し、又は違法若しくは不当な事業活動によって生ずる支障から県民等の生活・環境を保護するため公にすることが必要であると認められる情報及びこれらに準ずる情報で公益上公にすることが必要であると認められるものは、ただし書により、常に開示が義務づけられることになる。

以下、4（1）～（6）の分類ごとに本号本文該当性を検討する。

(3) 条例第7条第3号（法人情報）本文の該当性について

ア 産業廃棄物の排出業者情報及び収集運搬業者情報

当該情報は、審査請求人が製造するリサイクル製品の原料となる産業廃棄物の排出業者情報及び収集運搬業者情報である。これらの情報は、審査請求人自らの営業活動によって開拓した商取引相手であって、商業上重要な顧客情報であると解される。

一方で、三重県では、平成21年度以降、すべての産業廃棄物処理業者に対し「三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例」により、過去一年間の産業廃棄物の処理実績について毎年報告義務を課すとともに、当該情報の一部となっている「産業廃棄物処理業者の名称、所在地及び排出量」を一般の閲覧に供し、開示請求がなくとも県民等が必要とする情報として積極的に情報提供しているところである。

これらのことから、当該情報は、閲覧制度で公にされている情報を除き、これらの情報を開示した場合、審査請求人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められることから、本号本文に該当する。

イ リサイクル製品販売における取引先情報及び販売施工数量

当該情報は、審査請求人のリサイクル製品販売における取引先情報及び販売施工数量である。これらの情報は、審査請求人自らの営業活動によって開拓した商取引相手であって、商業上重要な顧客情報であると解される。したがって、当該情報を開示した場合、審査請求人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められることから、本号本文に該当する。

ウ リサイクル製品の配合基準及びバックデータ

当該情報については、審査請求人が当該認定リサイクル製品の品質確保のために必要となる強度等を確保する目的で、製品サンプルを用い試験機関に依頼した分析

結果（バックデータ）及びそれをもとに配合基準を決定するまでの過程が記載された書類であり、別表 1 に掲げる、当該書類の各項目の表題及び試験報告書の表紙等を除き、審査請求人独自のノウハウにあたるものということができ、審査請求人の競争上の地位その他正当な利益を害するものと認められることから、本号本文に該当する。

エ 製造フロー図

審査請求人は、製造フロー図について、弊社独自の技術資料であり、競合他社が技術を模倣することによって、弊社の利益を害するため、開示されると支障があると主張している。

審査請求人が主張するように、当該情報のうち、養生時間や解砕の大きさについては、審査請求人独自の生産技術上の情報であって、開示されることにより、競合他社等による対抗的な事業活動が行われる等、審査請求人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることは理解できないものではない。

一方で、養生時間や解砕の大きさ以外の情報は、一般的な手法が用いられている生産技術上の情報であり、審査請求人独自のものとまでは言えないことや、審査請求人のホームページより推測できる情報であることから、これらの情報を開示しても、審査請求人の競争上の地位その他正当な利益を害するとまでは認められない。

これらのことから、養生時間や解砕の大きさ以外の情報は、本号本文には該当せず実施機関が開示としたことは基本的には妥当であるが、養生時間や解砕の大きさについては、本号本文に該当する。

オ 主要機器配置図

当該情報は、処理場内の各施設の配置状況が記載された配置図であり、各施設の名称が記載されている。

当該情報について、審査請求人は、長年積み重ねてきた情報に基づいて機械の配置をしており、配置自体は過去の経験から成し得た技術的な情報であると主張している。

しかし、当該情報は、(3)エにおいて開示妥当と判断された情報から推測できることや航空写真等でおおよそ判明するなど配置自体に独自のノウハウがあるとまでは言えないことから、開示することにより、審査請求人の競争上の地位その他正当な利益を害するとまでは認めることができない。

したがって、当該情報は本号本文には該当せず、実施機関が開示とした判断は妥当である。

カ 処理能力の算定根拠及び保管能力計算書

当該情報は、事業経営上の内部管理に属する情報であり、一般的には、専ら事業者の内部管理情報として保護されるべきものと考えられる。

当該情報を開示した場合、審査請求人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められることから、本号本文に該当する。

(4) 条例第7条第3号（法人情報）ただし書の該当性について

本件対象公文書は、リサイクル条例に基づいて、リサイクル製品認定の申請のために県に提出された資料である。

リサイクル条例は、リサイクル製品の利用を推進し、リサイクル産業の育成を図り、資源が無駄なく繰り返し利用され、環境への負荷が少ない循環型社会の構築に寄与することを目的とした条例であるが（同条例第1条）、リサイクル製品の品質及び安全性を維持するため、同条例は認定生産者に、認定基準への適合状況を試験または検査し、認定基準に適合することを証する書類の提出の義務を課す（同条例第11条第2項）など、認定生産者の義務等を規定している。

リサイクル製品は、資源の有効利用の確保や再生資源等の適正処理により生活環境の保全及び県民経済の健全な発展に大きく寄与する一方で、不適切な取組は県民等の生活環境等に深刻な影響を与えることとなる。

また、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）は、廃棄物の排出の抑制、適正な再生、処分等を行い、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とした法律であるが、廃棄物のうちでも、産業廃棄物は、排出量が多量で危険物等が含まれる場合があり、その不法投棄事件も発生していたこと等から、同法は、排出事業者が産業廃棄物の最終処理の責任を負わせ、基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分が行われた場合において、生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められるときは、当該収集、運搬又は処分を行った者に必要な改善・措置を講ずべきことを命ずることができ、措置命令に従わなければ、生活環境の保全上の支障が生じ、又は生ずるおそれがある場合には、都道府県知事は、自らその支障の除去等の措置の全部又は一部を講ずることができることとなっている。

これは、産業廃棄物の処理は社会にとって必要不可欠な事業であるが、何らの規制を加えることなく自由競争に委ねるならば、同事業が適正に行われない場合もあり得るものであり、県民等の健康・生活等へ重大な影響を及ぼすなど、取り返しのつかない事態になるのを避けるため、同法で排出事業者等の責任を定め、処理に関する責任・権限の所在も確保したものと解することができる。

一方、本号ただし書は、法人等に関する情報であっても、事業活動によって生ずる危害から人の生命、身体、健康又は財産を保護し、又は違法若しくは不当な事業活動によって生ずる支障から県民等の生活・環境を保護するため公にすることが必要であると認められる情報及びこれらに準ずる情報で公益上公にすることが必要であると認められるものに開示を義務付けたものである。

これは、法人に関する情報には、本件法人の利害関係を超えて、県民生活に少なからざる影響を与え、又は与え得ることがあり、公益上公開するのが相当であると考えられるものがあるが、その場合には、公益と一方これを公開されることによる法人の不利益とを比較衡量した結果、なお公益の方が大とされたものを、本号の例外として公開の対象とする旨定めたものである。

以下、(3)において本号本文に該当すると判断された情報について、分類ごとに本号ただし書への該当性を検討する。

ア 産業廃棄物の排出業者情報及び収集運搬業者情報

(3)アにおいて本号本文に該当すると判断された情報は、事業者の顧客情報として営業上の秘密の核心をなすものであり、これらの情報が開示されることにより、競合他社等による対抗的な事業活動が行われる等、審査請求人の競争上の地位その他の事業活動に不利益を与えるおそれがあることは十分に理解できる。

しかしながら、前述したように、審査請求人が製造するリサイクル製品の原料となる産業廃棄物は、排出量が多量で危険物等が含まれることがあり得るため、それらが不適切に処理された場合には、環境自体の汚染のほか、県民等の健康・生活等への影響や財産的価値の毀損等、地域的・時間的に非常に広範で、かつ深刻な悪影響を及ぼす可能性がある。

また、このような環境等への悪影響は、すぐに明らかになるとは限らず、相当期間の経過後に発覚することも想定され、一度発生すれば、事後的に原状回復することは困難で、多額の社会的費用等が必要な事態になると認められる。

以上のことから、産業廃棄物処理については、廃棄物処理法で各事業者の責任等を厳格に定めてはいるものの、その事業の一般的性質上、各事業者の運営状況等によっては、県民等の健康・生活等や自然環境等に重大な影響を及ぼす危険性があることは否定できない事実であり、同法の趣旨や制定経緯、産業廃棄物処理業に内在する社会的責任、社会情勢等に照らして総合的に勘案すると、開示することによる公益性は非常に高いと考えられる。

したがって、当該情報は本号ただし書ハに該当し、実施機関が開示とした判断は妥当である。

イ リサイクル製品販売における取引先情報及び販売施工数量

当該情報は、事業者の顧客情報として営業上の秘密の核心をなすものであり、開示されることにより、競合他社等による対抗的な事業活動が行われる等、審査請求人の競争上の地位その他の事業活動に不利益を与えるおそれがあることは十分に理解できる。

しかしながら、前述したように、リサイクル製品は、資源の有効利用の確保や再生資源等の適正処理により生活環境の保全及び県民経済の健全な発展に大きく寄与する一方で、不適切な取組は県民等の生活環境等に深刻な影響を与えることとなる。

以上のことから、リサイクル条例の趣旨や、リサイクル産業に内在する社会的責任、社会情勢等に照らして総合的に勘案すると、非開示により保護されるべき法人の事業活動上の利益よりも、開示されることにより、リサイクル製品の利用状況等を明らかにしておく県民等の公益の方が、審査請求人の利害関係を超えてなお優先され、開示を認めるのが相当であると判断せざるを得ない。

したがって、当該情報は本号ただし書ハに該当し、実施機関が開示とした判断は妥当である。

ウ リサイクル製品の配合基準及びバックデータ

(3)ウにおいて本号本文に該当すると判断された情報は、事業者の製品開発技術

情報であり、これらの情報が開示されることで競合他社等による対抗的な事業活動が行われる等、審査請求人の競争上の地位その他の事業活動に不利益を与えるおそれがあることは十分に理解できる。

また、リサイクル条例では、「品質、安全性その他必要な事項に関して規則で定める基準に適合すること」（同条例第6条第4項第4号）と認定基準を規定しており、当該情報は、同規定に基づき提出され、主に品質に関する基準に適合することを証明するための書類として提出された情報であり、製品の安全性を確保する側面を強く有する情報とは認められない。

したがって、当該情報は、開示されることによる県民等の公益よりも、非開示により保護されるべき法人の利益の方が優先され、本号ただし書イ、ロ、ハのいずれにも該当せず、非開示とすることが妥当である。

エ 製造フロー図

(3)エにおいて本号本文に該当すると判断された情報は、審査請求人独自の生産技術上の情報であり、これらの情報が開示されることで競合他社等による対抗的な事業活動が行われる等、審査請求人の競争上の地位その他の事業活動に不利益を与えるおそれがあることは十分に理解できる。

また、当該情報は、リサイクル条例施行規則に基づき、リサイクル製品の生産設備の構造及び配置、生産工程並びに生産条件を明らかにする書類として提出された情報であり、製品の安全性を確保する側面を強く有する情報とは認められない。

したがって、当該情報は、開示されることによる県民等の公益よりも、非開示により保護されるべき法人の利益の方が優先され、本号ただし書イ、ロ、ハのいずれにも該当せず、非開示とすることが妥当である。

オ 処理能力の算定根拠及び保管能力計算書

当該情報は、事業経営上の内部管理に属する情報であり、これらの情報が開示されることで審査請求人の競争上の地位その他の事業活動に不利益を与えるおそれがあることは十分に理解できる。

また、当該情報は、リサイクル条例施行規則に基づき、リサイクル製品の生産設備の構造及び配置、生産工程並びに生産条件を明らかにする書類として提出された情報であり、製品の安全性を確保する側面を強く有する情報とは認められない。

したがって、当該情報は、開示されることによる県民等の公益よりも、非開示により保護されるべき法人の利益の方が優先され、本号ただし書イ、ロ、ハのいずれにも該当せず、非開示とすることが妥当である。

(6) 結論

よって、主文のとおり答申する。

9 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙1審査会の処理経過のとおりである。

別表 1 8 (3) ウの情報のうち、審査会が開示すべきと判断する情報

対象公文書	書類名	開示すべきと判断する情報
平成 24 年リサイクル 製品認定申請書	配合基準	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各項目の表題 ・ 項目 1 の説明文 ・ 「※試験結果」という文言 ・ 試験実施日 ・ 項目 3 のうち規格適合の説明文
	試験報告書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 表紙
	分析報告書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「特記事項、分析の対象、分析の結果、分析の方法」以外の情報
平成 29 年リサイクル 製品認定申請書	配合基準	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各項目の表題 ・ 項目 1 の説明文 ・ 「※試験結果」という文言 ・ 試験実施日 ・ 項目 3 のうち規格適合の説明文
	試験報告書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 表紙
	分析報告書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「特記事項、分析の対象、分析の結果、分析の方法」以外の情報

別紙 1

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
R 3 . 7 . 1 2	・ 諮問書及び弁明書の受理
R 3 . 7 . 2 7	・ 実施機関を經由して審査請求人から反論書の受理
R 3 . 8 . 1 0	・ 実施機関に対して、意見書の提出依頼 ・ 審査請求人に対して、意見書の提出依頼及び口頭意見陳述の希望の有無の確認
R 3 . 1 0 . 2 0	・ 書面審理 ・ 審査請求人の口頭意見陳述 ・ 実施機関の補足説明 ・ 審議 (令和 3 年度第 2 回第 1 部会)
R 3 . 1 1 . 1 7	・ 審議 (令和 3 年度第 3 回第 1 部会)
R 3 . 1 2 . 1 6	・ 審議 (令和 3 年度第 4 回第 1 部会)
R 4 . 1 . 2 0	・ 審議 (令和 3 年度第 5 回第 1 部会)
R 4 . 2 . 1 5	・ 審議 ・ 答申 (令和 3 年度第 6 回第 1 部会)

三重県情報公開・個人情報保護審査会委員

職 名	氏 名	役 職 等
※会 長 (第一部会部会長)	高 橋 秀 治	三重大学人文学部教授
会長職務代理者 (第二部会部会長)	片 山 眞 洋	三重弁護士会推薦弁護士
※委 員	内 野 広 大	三重大学人文学部准教授
委 員	川 本 一 子	弁護士
※委 員	仲 西 磨 佑	司法書士
委 員	小 川 友 香	税理士
委 員	名 島 利 喜	三重大学人文学部教授
委 員	山 崎 美 幸	百五総合研究所 主任研究員

なお、本件事案については、※印を付した委員によって構成される部会において主に調査審議を行った。